

③学校教育にかかる経済的負担の軽減

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-1-3-9	就学奨励事業	経済的な理由によって、小・中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な経費の援助を行い、経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
2-1-3-10	児童生徒副読本支給事業	学校教育における補助教材としての副読本を支給し、保護者負担の軽減と教育効果の向上に努めます。	学校教育課
2-1-3-11	教育資金支援事業	成績優秀かつ向学心おう盛な生徒であって、経済的理由のため進学困難な者に対し、奨学金を支給するとともに、高等学校等に入学を希望する生徒の保護者で、入学準備金の調達が困難な者に対し、入学準備金を貸し付け、教育の機会均等に努めます。また、大学等へ進学した者の保護者で、入学資金融資制度を利用した者に対し、利子補給を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
2-1-3-12	遠距離児童・生徒等通学費助成事業	離島及び合併前の塩江町・香川町区域内の通学が困難な地域から通学する児童生徒の保護者、また、小学校の統合によって従前より通学距離が延長となる児童の保護者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、児童生徒の安全及び保護者負担の軽減を図ります。	学校教育課

④子育て家庭に対する手当の支給

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-1-3-13	児童手当支給事業	児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ります。	こども家庭課

⑤出産にかかる経済的負担の軽減

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-1-3-14	助産施設運営事業	低所得者家庭等の出産に伴う負担の軽減と安全な出産を確保するために、施設を指定し、出産費用の助成を行います。	子育て支援課 こども女性相談室

⑥障がいのある子どもをもつ家庭の経済的負担の軽減

「第1章 3－【2】障がいのある子どもへの支援」に記載

⑦ひとり親家庭の経済的負担の軽減

「第1章 3－【3】ひとり親家庭への支援」に記載

2. 子育てと仕事の両立支援

【1】多様な保育事業の提供

【現状と課題】

- アンケート調査結果によると、就学前児童の母親が働いている家庭（産休中・育休中・介護休業中を含む）は54.1%と半数を超えており、今後、ますます増加が見込まれ、これに伴い保育所の利用ニーズも高まると予測されています。また、保護者の就労形態が変化していることから、多様な保育サービスの充実も求められています。
- 本市の保育所は、平成26年4月1日現在で、77か所の認可保育所が整備され、定員は8,754人となっています。しかしながら、低年齢児を中心に、地域によっては年度途中における待機児童が生じています。特に0歳児保育は需要が高く、待機児童の解消に向けた取組を緊急に進める必要があります。受入児童数の弾力的な運用のほか、年齢別定員の見直し等により、産休・育休明け保育の充実を図っていく必要があります。
- アンケート調査結果によると、母親が希望の時期に育児休業から職場復帰ができなかったのは「希望する保育所への入所」が最大の理由であることが明らかとなっており、保育所へ入所できないために、職場復帰を断念するケースもみられます。出産・子育てと仕事の両立を支援するため、育児休業から復帰して、スムーズに保育所が利用できる仕組みづくりが求められています。
- 本市には28か所の認可外保育施設があり、474人が入所しています。これらの認可外保育施設は、夜間の保育ニーズや保育所などに入所できなかった等の理由で利用されていると考えられ、入所児童に対する質の高い保育を確保するため、適切な指導監督の実施や保育士等の研修会を開催し、参加を促進する必要があります。
- 本市では、就労形態や就労時間が多様化している中で、子育てと仕事の両立を支援するため、延長保育、一時預かり、休日保育、障がい児保育、病児・病後児保育などの保育サービスの拡充を図っています。こうした多様な保育サービスの必要性は、今後さらに高まることが見込まれ、今後もサービスの量的確保とともに、保護者が子どもを安心して預けられるよう、保育士等に対する資質の向上のための研修や施設環境の整備・改善が必要です。
- 就学児童については、母親が働いている家庭（産休中・育休中・介護休業中を含む）が65.1%を占めており、母親が昼間家庭にいない割合が増えています。家庭に代わる安心安全に過ごせる生活の場や遊びの場が求められていることから、直営43か所、民営12か所で放課後児童クラブを実施しています。その中で、特別な支援の必要な児童が増えてきており、放課後の居場所以において、児童に対する十分な配慮ができるよう、放課後児童指導員の質の向上が望まれています。また、児童福祉法の一部改正により、平成27年度から対象が小学6年生までに拡大されることを受け、利用希望者の受け入れ態勢の整備が必要です。

【基本方針】

- 近年における女性の就業割合の高まりや就労形態の多様化など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援します。
- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、小学校に就学している全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な、又は連携した実施に努めます。
- 保育所や放課後児童クラブの待機児童を解消するため、受け入れ態勢の充実を図ります。特に需要が高い乳児保育については、年齢別定員の見直し等により、産休・育休明け保育の充実を図ります。
- 多様な保育ニーズに対応する延長保育、休日保育、夜間保育等の特別保育事業の質、量の充実を図ります。また、認可外保育施設に対し、適切な指導監督や研修、助成を行い、保護者が安心して預けられる環境整備に努めます。

【計画】

①待機児童の解消

- 待機児童解消に向けて、保育所や認定こども園の創設や増築、小規模保育事業などの拡充に積極的に取り組み、潜在的な保育ニーズも視野に入れ、地域のバランスを考慮して計画的な施設等の整備を進めます。（こども園運営課）

②多様な保育ニーズ等への対応

- 一時預かり、延長保育、休日保育、夜間保育など、利用者が必要なサービスを受けられるよう、人材確保の支援や施設運営費の充実を図るなど、良好な教育・保育環境の維持、増進に努めます。（こども園運営課）
- 幼稚園における一時預かり（預かり保育）は、利用者が必要なサービスを受けられるよう、量的確保に向けた支援のあり方を検討します。（こども園運営課）
- 子育てと仕事の両立を支援するため、病児・病後児保育を実施します。（子育て支援課）
- ファミリー・サポート・センター事業を実施し、子育てと仕事の両立、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図ります。（子育て支援課）
- 保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。（子育て支援課、こども園運営課）

③認可外保育施設の質の確保

- 認可外保育施設入所児童に対する適切な処遇を確保するため、認可外保育施設に対し助成を行うとともに、指導監督及び保育士等の研修を実施します。（こども園運営課）

④総合的な放課後対策の充実

- 国の放課後子ども総合プランで示された運営委員会を活用するなどにより、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施など、総合的な放課後対策の充実を図ります。(子育て支援課)
 - 放課後子ども教室推進マニュアルの見直しなどにより、小学校内で放課後子ども教室を実施する場合には、放課後児童クラブの児童も参加できるように努めるとともに、小学校外で実施する場合においても、両事業の連携を推進します。(子育て支援課)
 - 学校施設の使用に当たっては、責任体制の明確化等を図るため、あらかじめ教育委員会と市が協定を締結するなどにより、余裕教室を活用した施設整備を進めます。(子育て支援課)
 - 研修等の充実により、放課後児童指導員等の資質向上に努めます。(子育て支援課)
- 放課後児童クラブの開所時間について、利用者及び保護者のニーズに対応した開所時間の設定に努めます。(子育て支援課)



<放課後子ども教室>

【事業一覧】

①待機児童の解消

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-2-1-1	待機児童対策事業	県の待機児童対策補助事業により、年度途中で保育所入所に係る待機児童の発生が予想される地域の保育所に、あらかじめ保育士「特別対策保育士」を基準以上に配置し、円滑な受入れを行います。	こども園運営課

②多様な保育ニーズ等への対応

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-2-1-2 【再掲】 (2-1-1-11)	一時預かり事業	女性の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の傷病等による緊急時の保育を実施します。	こども園運営課
2-2-1-3	延長保育事業	保護者の就労時間の多様化に対応するため、通常の保育時間である11時間を超えて保育を実施します。	こども園運営課

2-2-1-4	休日保育事業	多様な保育ニーズに対応するため、日曜、祝日の保育を実施します。	こども園運営課
2-2-1-5	夜間保育事業	多様な保育ニーズに対応するため、夜間の保育を実施します。	こども園運営課
2-2-1-6	家庭支援推進保育事業	保育を行う上で、特に家庭環境等に配慮を要する児童について、きめ細やかな保育を実施します。	こども園運営課
2-2-1-7	病児・病後児保育事業「体調不良児対応型」	保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、保育所の医務室等で看護師等が安静に保育します。	こども園運営課
2-2-1-8	病児・病後児保育事業「病児対応型」、「病後児対応型」	保育所等に通所中の児童等が病気回復期にあり、集団で保育すること等が困難な場合、かつ、保護者が勤務等の都合により、家庭で育児することが困難な場合、その児童を医療機関等に敷設された施設で一時的に保育します。	子育て支援課
2-2-1-9	広域入所事業	里帰り出産などの理由により、居住地以外の市町村に所在する保育所などへ入所を希望する子育て家庭の保育ニーズに応えるため、広域入所（受託・委託）を円滑に実施します。	こども園運営課
2-2-1-10 【再掲】 (2-1-1-12)	ファミリー・サポート・センター事業	仕事と育児の両立を支援し、子育てしやすい環境をつくるため、地域において育児の援助を受けたい人と援助したい人が会員となり、育児について相互に助け合う会員（有償ボランティア）組織「たかまつファミリー・サポート・センター」を設置し、組織の運営管理や相互援助活動の調整・支援などを行います。	子育て支援課

③認可外保育施設の質の確保

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-2-1-11	認可外保育施設助成事業	認可外保育施設へ入所している児童の福祉の向上を図るため、施設の経常的経費の一部に対して補助します。	こども園運営課
2-2-1-12	認可外保育施設職員健康診断助成事業	認可外保育施設に勤務する保育従事者及び調理担当職員の健康診断に要する経費を助成することにより、認可外保育施設を利用する児童の安全及び衛生の確保を図ります。	こども園運営課
2-2-1-13	認可外保育施設入所児童健康診断助成事業	認可外保育施設に入所している児童の健康診断に要する費用を助成することにより、認可外保育施設を利用する児童の安全及び衛生の確保を図ります。	こども園運営課
2-2-1-14	すこやか認定保育所助成事業	認可外保育施設の保育水準及び入所児童の処遇向上を図るため、市の認定基準を満たした施設に対して補助します。	こども園運営課

④総合的な放課後対策の充実

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-2-1-15	放課後児童クラブ事業	就労等により、昼間、保護者が家庭にいない、小学校に就学している児童に対して、授業の終了後、小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
2-2-1-16 【再掲】 (3-1-3-5)	放課後子ども教室事業	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
2-2-1-17 【再掲】 (3-1-3-6)	一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室推進事業	同一の小学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ります。	子育て支援課

【数値目標】

事業名	平成 25 年度末（実績）	平成 31 年度末（目標）
休日保育事業	実施か所数：4か所	実施か所数：5か所
放課後子ども教室事業	実施校区数：30校区	実施校区数：47校区
一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室推進事業	実施校区数：8校区	実施校区数：24校区

【2】ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

- 急速な少子化が進展する中、将来の社会経済への影響が懸念されていますが、こうした少子化の原因の一つとして、働く女性の割合が増加し、仕事と育児の両立の困難さや子育てそのものに対する不安感、負担感などが増大していることが指摘されています。また、働く女性は年々増加し、子どもを持って働き続ける女性も多くなっている一方で、家庭責任を負っているのはほとんどが女性であり、残業、子どもの病気など緊急時の対応が働く女性にとって大きな課題となっています。
- アンケート調査結果によると、就学前児童の保護者のうち「仕事と生活の調和がとれていると感じている」人の割合は、父親で56.0%、母親で46.7%となっています。また、子育てをしながら仕事をする上で必要なこととして、「幼稚園、保育所などの充実」が83.6%で最も多く、次いで「家庭内の協力」72.0%、「企業の体制の充実」58.3%と、いずれも要望が高くなっています。
- 「社会生活基本調査（平成23年）」（総務省）によれば、共働き世帯の平均家事時間は、妻が4時間53分に対し、夫は39分となっており、女性が家事の大部分を担っていることが分かります。これは、アンケート調査結果で父親（フルタイム就労者）の週間従業時間をみると、週60時間以上就業している人が38.9%を占め、仕事に拘束される時間が長いことも影響しているものと考えられますが、まだまだ家庭や地域では、性別役割分担意識が根強いことも要因にあげられます。
- 男性が一人の生活者として自主的に、地域・家庭生活に参画し、パートナーとしての責任を分かち合うため、これまでの職場中心の意識、ライフスタイルを転換するような取組を進める必要があります。
- 男女が協力して家庭を築き、子どもを育てるには、育児・介護休業法や男女雇用機会均等法の普及・定着、時間外労働の削減や有給休暇の取得しやすい職場の環境づくり、出産・育児による離職者の再就職等の支援、事業所内保育施設の設置促進など、子育てと仕事の両立のための雇用環境の整備が必要です。そのためには事業主が積極的にこれらの環境整備に取り組まなければなりません。しかしながら、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」（従業員の仕事と子育ての両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する計画）については、101人以上の従業者を雇用する事業主（一般事業主）は策定が義務付けられていますが、従業者100人以下の事業所は努力義務であることから、策定が進んでいない状況です。また、アンケート調査結果では、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」や「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」と回答した人が多くみられます。制度の整備だけでなく、事業主や同じ職場で働く人の意識の向上も重要です。
- 仕事と育児・介護を両立できる様々な制度を持ち、多様で柔軟な働き方を男女問わず、全ての労働者が選択できるような取組を行う企業の増加が求められています。

【基本方針】

- 家庭や地域における、男女の固定的な性別役割分担意識の解消に努め、男女共同による子育ての推進を図ります。
- 父親が育児について学習・体験できる機会をつくり、父親の育児参加と子育てに理解ある職場環境の増加を促します。
- 中小企業等の事業主に対し、ワーク・ライフ・バランスの実現のための働き方の見直しについて、先進企業や本市の表彰企業等の取組内容、両立支援制度の内容及び、その導入が企業等にもたらすメリット等の周知・啓発に努めます。
- 国・県と連携を図る中で、安心して子どもを産み育てることのできる雇用環境の整備促進に向けて、啓発に努めます。

【計画】

①男女共同参画による家庭生活の充実

- 男女の共同参画を促進するため、各種セミナー等の開催、啓発誌の作成を行います。(政策課男女共同参画推進室)
- 男女共同参画に関する情報の収集・提供を行います。(政策課男女共同参画推進室)
- さまざまな問題や悩みに対する相談事業を行い、問題解決のための指導・助言に努めます。(政策課男女共同参画推進室)
- 幼い子どもを持つ人が安心して情報・交流室を利用できるよう、託児タイムを実施するとともに、託児ボランティア養成講座を開催します。(政策課男女共同参画推進室)
- 子育て世帯が講座・講演会等に参加しやすいよう、託児付き事業を実施します。(政策課男女共同参画推進室)



< 託児付き主催事業 >

- 「はじめてのパパママ教室」を実施することにより、父親の育児参加を促すとともに、日曜コースだけでなく平日コースも実施することにより、子育てに理解ある職場の増加を図ります。(保健センター)

②雇用環境の整備

- 「一般事業主行動計画」を策定し、香川労働局への届出を行っている従業員100人以下の企業等のうち、従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる企業等を表彰することで、取組を行う企業等の増加に努めます。(産業振興課)



<子育て支援中小企業表彰>

- 「たかまつ労政だより」や、本市ホームページを活用して、育児・介護休業など、法で定められる諸制度や、先進企業の両立支援の取組内容の紹介などを掲載し、周知・啓発を行います。(産業振興課)

【事業一覧】

①男女共同参画による家庭生活の充実

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-2-2-1	各種セミナー実施事業	男女の自立と社会参画を促進し、男女共同参画社会の実現を図るため、セミナー等を開催します。	政策課男女共同参画推進室
2-2-2-2	男女共同参画に関する啓発誌発行事業	男女の自立と社会参画を促進し、男女共同参画社会の実現を図るため、啓発誌を作成し、啓発を行います。	政策課男女共同参画推進室
2-2-2-3	男女共同参画に関する情報収集・提供事業	情報・交流室に設置する図書や定期刊行物・ビデオ等の収集を行います。 「参画センターだより」の発行、ホームページ、広報たかまつ等による各種講座の周知や男女共同参画社会実現に向けての啓発を行います。	政策課男女共同参画推進室
2-2-2-4	相談事業	女性を対象に家庭・職場・地域などにおいて生じる様々な問題や悩みに対して、相談者自らが選択し、解決の道を探れるよう専門職員が指導・助言します。 自助グループの立ち上げ・運営を支援します。	政策課男女共同参画推進室
2-2-2-5	託児タイム事業	幼い子どもを持つ人が安心して、情報・交流室等を利用することができるよう、託児タイムを実施します。 託児ボランティア養成講座を実施します。	政策課男女共同参画推進室
2-2-2-6	託児付き主催事業	子育て中の父母等の参加を容易にするため、主催事業（講座・講演会等）については託児付きとし、参加しやすい講座の開催を目指します。	政策課男女共同参画推進室
2-2-2-7 【再掲】 (2-1-2-1)	はじめてのパパママ教室	初めての出産を迎える夫婦を対象に、育児に対する関心を高め、楽しい子育てができるよう体験学習や実習を行います。	保健センター

②雇用環境の整備

事業番号	事業名	事業概要	担当課
2-2-2-8	子育て支援中小企業等表彰事業	市内の中小企業等(従業者100人以下)を対象として、次世代育成支援対策推進法に定める一般事業主行動計画を策定し、香川労働局への届出を行うなど、仕事と子育ての両立支援を図るための職場環境の整備に、特に積極的に取り組んでいる企業等を表彰し、市内中小企業等の一般事業主行動計画策定を促進するとともに、表彰企業等のイメージアップを図ります。	産業振興課
2-2-2-9	「たかまつ労政だより」発行事業	労働関係の情報を提供している「たかまつ労政だより」に、育児・介護休業法等による制度などを掲載し、子育てと仕事の両立ができる環境づくりを促進します。また、本市ホームページを活用した啓発に積極的に取り組みます。	産業振興課

【数値目標】

事業名	平成25年度末(実績)	平成31年度末(目標)
各種セミナー実施事業	男女共同参画に関するセミナー等 参加者数：2,891人	男女共同参画に関するセミナー等 参加者数：3,600人
子育て支援中小企業等表彰事業	延べ52事業所の表彰	延べ82事業所の表彰

第3章 | 「子どもの成長・子育て家庭」を支える環境づくり

1. 子どもにとって安全・安心な環境づくり

【1】防犯・交通安全・防災対策の推進

【現状と課題】

- 少年育成センターに寄せられる不審者等の通報件数は、平成24年度146件、平成25年度114件と減少傾向にあるものの依然として多い状況です。通学路で子どもに危害が加えられる事件も後を絶たず、本市においても児童生徒が不審者におそわれる事件が発生しています。また、近年は、校内への不審者侵入だけでなく、校外での不審者対応、虐待対応、理不尽な要求への対応など、子どもの安全に関わる課題も多様化してきています。
- 少年育成センターに寄せられた不審者情報を、不審者情報メール配信システムにより、地域で子どもを見守り育てる活動に当たる関係団体や関係機関を対象にメール配信し、情報を共有化しています。また、高松市PTA連絡協議会のメール配信システムと連結し、登録する保護者に配信しているほか、香川県警察子ども安全安心ネットワークに参画し、情報を共有しています。今後は、不審者情報メール配信システムへの新規登録者数が伸び悩んでいることから、メール配信先の拡大を図っていく必要があります。
- 社会的モラルの低下や地域住民の連帯意識の希薄化などを背景に、犯罪の発生件数が急激に増加しており、路上強盗やひったくりなどの街頭犯罪の増加などのほか、女性や子どもを被害者とする犯罪も多発しています。
- 子どもが自分の携帯電話を持ち、インターネットの利用が広がったことで、有害サイトにアクセスしてしまい高額な使用料金を請求されるケースや、オンラインゲームの決済トラブル等が増加するなど、子どもが契約の当事者となるトラブルに関する相談が寄せられています。消費者被害の未然・拡大防止のため、幼少期から消費生活に関する基礎知識を身に付けられるよう、消費者教育への取組が必要となっています。
- アンケート調査結果では、最近1年間に不審者などの被害にあったことがある小学生は2.8%ですが、これは高松市の小学生全体でみると約690人にもなり、多くの被害があるといえます。また、行政施策への期待として、小学生の保護者では25.0%が「子どもを狙った犯罪を防止するための体制を強化して欲しい」と回答しています。子どもたちを、学校や地域における犯罪から守る対策が重要です。
- 平成24年4月に京都府亀岡市で発生した、登校中の児童等の列に自動車が入り込む事故を始め、登下校中の児童生徒等が死傷する事故が連続して発生しました。本市では、朝夕の通勤・通学時間における中心市街地への移動で交通渋滞が発生している箇所があり、渋滞回避のため生活道路へ通過交通が流入し、子どもの安全通学に支障が生じているケースもみられます。
- 子どもは成長とともに好奇心が旺盛になり、また、その行動範囲も拡大することから、子どもが交通事故に遭う危険性も増大します。アンケート調査結果によると、行政施策への期待とし

て、就学前児童の保護者の20.7%、小学生の保護者の27.4%が「交通安全のための教育や道路・歩道を整備して欲しい」と回答しています。今後も、子どもを交通事故等から守るために、学校やPTA、地域が「自らの地域は自らで守る」という意識を常に持ち実践するとともに、子ども自身も、交通事故を未然に防ぐための交通ルールや自転車利用のマナーを身に付けるなど、自分の身を守る方法を学んでおくことが重要です。

- 本市では、南海トラフに起因する大地震や各地で発生している集中豪雨などの大規模災害に備え、防災対策を進めていますが、学校や地域において「自分の命は自分で守る」ための防災教育、防災訓練等を実施し、子ども自身や教職員の意識を高めるとともに、いざという時の対応力を養っていく必要があります。

【基本方針】

- 子どもが犯罪や事故等に巻き込まれないよう、学校、地域、家庭が連携・協働しながら、犯罪の未然防止や交通安全対策に努めます。
- 子どもが犯罪や不慮の事故、災害から自分の身を自分で守ることができるよう、学校教育、家庭教育において学習を進めます。
- 喫緊の課題となっている携帯電話やインターネットに係るトラブルの防止に向けた取組を進めます。
- 教職員の危機管理意識や安全対応能力及び防災教育の向上を図る教員研修会等の充実に努めます。

【計画】

①防犯及び交通安全対策の推進

- 実効ある学校危機管理マニュアルの策定、学校安全に関する校内体制の整備、日常的な取組体制の明確化、防犯関連設備の実効性ある運用などについての情報交換を行い、教職員の危機管理意識や危機管理能力の向上を図ります。(学校教育課)
- 子どもの防犯教育の充実や保護者、地域の人々、関係機関との連携強化による学校安全のネットワークづくりなど、先進的な取組を紹介し、教職員、子ども、保護者等の安全対応能力の向上を図ります。(学校教育課)
- 不審者情報メール配信システムにより、学校、保護者、地域社会に速やかに提供し、情報の共有化を図るとともに、メール配信先の拡大に努める等、不審者対応の迅速化を図ります。(生涯学習課少年育成センター)
- 「自らの地域は自らで守る」という基本認識の下に、地域コミュニティで取り組む「安全で安心なまちづくり活動」を促進します。(地域政策課)
- 夜間の犯罪防止と通行の安全を図るため、自治会が行う防犯灯の新設等に要する経費の助成を行い、住みよいまちづくりを推進します。(地域政策課)
- 都市計画道路の整備においては、子ども・子育て世帯に十分配慮し、歩車道を分離するための境界ブロックや植栽等の設置、また、街路灯の設置などにより、安全性・防犯性の更なる向上を目指します。(道路整備課)

- 子どもが金銭トラブルに巻き込まれないよう、子どもに身近なテーマでDVDやクイズを取り入れ、楽しみながら消費生活について学習できる出前講座を実施します。(地域政策課)
- インターネット等によるトラブルに巻き込まれないよう、総合教育センターと連携し、携帯電話やインターネットに係る実態調査をもとに、小学生を対象とした情報モラル教室を実施し、早期からの情報モラルの醸成に取り組みます。(生涯学習課少年センター)

②防災対策の推進

- 学校防災について専門的な知見を有する関係機関との連携等により、子どもたちが、より安全で安心して生活ができるよう、危険回避能力の向上や危機意識の啓発を図ります。(学校教育課)

【事業一覧】

①防犯及び交通安全対策の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
3-1-1-1	学校安全管理研修会	子どもたちを、事件や事故、犯罪から守るため、児童生徒に関する相談に応じる児童生徒相談体制の充実、安全教育の推進、職員の巡回強化、下校時の巡回強化により、子どもの安全対策を推進します。	学校教育課
3-1-1-2	不審者情報提供(子ども等の安全の確保)	不審者情報メール配信により、学校、地域、家庭で子どもを見守り育てる活動をしている健全育成団体及び関係機関を対象にネットを広げ、情報の共有化を推進し、子どもの安全確保に取り組みます。	生涯学習課少年育成センター
3-1-1-3	安全で安心なまちづくり推進事業	市民意識の高揚のための啓発活動や情報の提供、知識の普及等を図るとともに、地域コミュニティで取り組む「安全で安心なまちづくり活動」を支援します。また、「安全で安心なまちづくり推進協議会」において、安全で安心なまちづくりを推進するための施策等について協議します。	地域政策課
3-1-1-4	防犯灯新設等補助事業	自治会が行う防犯灯の新設等に要する経費の全部または一部を助成し、夜間の犯罪防止と通行の安全を図ります。	地域政策課
3-1-1-5	都市計画道路整備事業	都市計画道路の整備に併せて、沿道状況に応じたサービス水準の高い歩道を整備することにより、都市内交通の円滑化や歩行者・自転車利用者の安全性の確保を図ります。	道路整備課
3-1-1-6	消費生活教育出前講座	お金を使い始めた小学校高学年を主な対象とし、健全な金銭感覚を養い、消費生活に関する知識を身につけられるよう、DVDやクイズなどを取り入れ、楽しみながら「お金の上手な使い方」、「契約」、「表示」等について学習します。	地域政策課

3-1-1-7 【再掲】 (3-1-2-2)	情報モラル教育 推進事業	子どもの健全育成において、喫緊の課題となっている携帯電話やインターネットに係るトラブルの防止を目的として、総合教育センターと連携し、総合教育センターが作成した資料をもとに、小学生を対象とした情報モラルに関する出前授業を実施します。	生涯学習課少年 育成センター
------------------------------	-----------------	---	-------------------

②防災対策の推進

事業 番号	事業名	事業概要	担当課
3-1-1-8	小・中学校施設 耐震化事業	児童、生徒の安全を確保するため、平成19年2月に取りまとめた高松市立小・中学校施設耐震化実施計画に基づき施設の耐震化を行います。 耐震化は、補強を原則とし、建築後50年程度経過し、老朽化の著しいもの、既存面積が国の基準を大幅に下回るものの、構造的に補強が必要なものは改築での対応とします。今後、大規模空間吊天井、照明器具・ガラス等の非構造部材の点検・調査を行い、適切に対応します。	教育委員会総務課
3-1-1-9	火災予防の推進 (幼年・少年消 防クラブの育成)	幼少年期において、火の正しい取扱方法を学び、消防を理解することで、火災予防意識の高揚等を図ります。 少年消防クラブリーダー研修会・幼年消防フェスティバル等の体験学習の実施、機関紙発行、表彰等を行います。	消防局予防課

【数値目標】

事業名	平成25年度末（実績）	平成31年度末（目標）
消費生活教育出前講座	20講座	30講座
火災予防の推進	幼年消防クラブ：61クラブ 少年消防クラブ：21クラブ	幼年消防クラブ：70クラブ 少年消防クラブ：35クラブ

【2】有害環境の浄化と青少年の非行防止の推進

【現状と課題】

- スマートフォン等の普及とともに有害サイトを通じた犯罪等が問題となっています。「青少年インターネット環境整備法」等に基づき、地域住民や関係機関・団体等との連携協力を強化し、子どもたちのインターネットの適切・安全・安心な利用や、保護者に対する普及啓発が求められています。
- 本市においても、子どもを取り巻く環境は、多様化・複雑化し、インターネットを通じた有害な情報や物、人と接する危険性が高まり、これが非行等の問題行動のきっかけになるケースも増加していることから、大人社会の問題意識の高揚と具体的な改善活動が課題となっています。
- 高松市内4警察署管内の非行による検挙・補導人数は、減少傾向にあるものの、不良行為による補導人数は、やや増加傾向にあり、予断を許さない状況が続いています。今後、これらの多様な問題行動や非行に対して、学校や警察、関係団体と連携し、地域ぐるみで青少年の非行防止に取り組むことが求められています。
- 本市においても、暴力や犯罪行為の低年齢化が進行しており、児童生徒の暴力行為、軽犯罪、いじめなどが増加しています。これらの問題行動については、生徒指導の充実など学校での対応にとどまらず、家庭、地域、学校及び関係機関が連携して問題に取り組んでいく必要があります。

【基本方針】

- 地域で活動する市民団体や関係機関と連携を図りながら、子どもを取り巻く有害環境対策に取り組めます。
- 関係機関及び関係団体と連携を図り、非行防止や青少年の健全育成に努めます。

【計画】

①有害環境対策の推進

- 定期的に有害図書、DVD等の回収を行うとともに、関係機関、団体等と連携を図り、回収を通して得られた情報の提供や啓発活動を行います。(生涯学習課少年育成センター)

②非行防止の推進

- 学校・PTA・地域で活動する市民団体等との連携を図り、非行防止・青少年の健全育成に努めます。(生涯学習課少年育成センター)
- 暴力行為、少年非行などの問題の早期発見と早期解消という観点から、児童生徒及び保護者が相談しやすい体制を整備します。また、各学校と各関係機関の連携をより密にし、社会全体で問題行動を解消する体制づくりを推進します。(学校教育課)

【事業一覧】

①有害環境対策の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
3-1-2-1	白ポスト有害図書回収事業	子どもを取り巻く有害環境対策の一環として、市内11か所に設けた白ポストにより有害図書、DVD等を回収します。また、関係機関、団体等と連携を図り、回収を通して得られた情報の提供や啓発活動を行います。	生涯学習課少年育成センター
3-1-2-2 【再掲】 (3-1-1-7)	情報モラル教育推進事業	子どもの健全育成において、喫緊の課題となっている携帯電話やインターネットに係るトラブルの防止を目的として、総合教育センターと連携し、総合教育センターが作成した資料をもとに、小学生を対象とした情報モラルに関する出前授業を実施します。	生涯学習課少年育成センター



<白ポスト有害図書回収事業>

②非行防止の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
3-1-2-3	青少年健全育成市民会議補助事業	学校・PTAとの連携を図りつつ、地域ぐるみの子どもを守り育てる中核的市民運動団体である「高松市青少年健全育成市民会議」への情報提供、助言等を行う中で、支援強化を進め、地域における健全育成活動の充実を図ります。	生涯学習課少年育成センター
3-1-2-4 【再掲】 (1-2-2-25) (1-3-1-14)	児童生徒指導推進事業	小学校の生徒指導の充実を図るため、学校、地域に関わりの深い人材を「ハートアドバイザー」として配置します。また、中学校の生徒指導の充実を図るため、地域ボランティアを募り、学校サポート委員会を組織し、地域の教育力を生かしながら児童生徒の健全育成を図るとともに、社会福祉士等の資格を有するスクールソーシャルワーカーを中学校に配置し、関係機関等のネットワークを活用し、暴力行為などの問題行動等の未然防止と解消を図ります。	学校教育課

【数値目標】

事業名	平成25年度末（実績）	平成31年度末（目標）
情報モラル教育推進事業	—	情報モラル教室への参加率 100%

【3】子どもの遊び場・居場所づくり

【現状と課題】

- 近年の社会環境の変化に伴い、子どもの成長にとって大切な遊びや自然体験の機会が減少しています。アンケート調査結果によると、子どもの普段の遊び場について、就学前児童・小学生ともに「自宅・親族の家」が最も多く、「地域にある公園」など外で遊んでいる子どもが少ないことが明らかになりました。また、保護者が子どもの遊び場について望ましいと思うことでは「安心して遊べる」「近い」が多くなっています。さらに、高松市が子育てしやすいまちだと思わないと回答した人の理由については、「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」が就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに約6割を占めて最も多くなっています。
- 本市では、平成22年度に策定した第2次高松市緑の基本計画に基づき、1小学校区1公園の整備を進めていますが、中心市街地周辺などでは公園敷地として適するまとまった用地の確保が難しく、また、財源確保についても、近年、厳しい状況となっています。
- ちびっこ広場は平成25年9月現在、65か所が開設されており、おおむね順調に整備されてきました。ちびっこ広場は公園を補完する施設であることから、一人当たりの住区基幹公園面積が1.0㎡未満の公園の少ない小学校区に限定して整備する方針としていますが、設置要件の見合う要望が少なく、公園の少ない小学校区内での整備が進んでいないという問題があります。
- 子ども達が安全安心に遊べる場所が減少する中で、開館時間中にいつでも来館でき、自由に遊び、異年齢児とも交流することができる子どもの遊びの拠点として、児童館の重要性が増しています。本市には、市立児童館が13館あり、子どもだけでなく子育て中の保護者にとって、保護者同士の交流・意見交換の場として、指導員に対して子育て相談ができる場として、重要な居場所となっています。
- 小学生の居場所づくりとして、小学校の施設等を活用し、地域の参画を得て、体験活動や地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室を32小学校区で開設しています。今後は、市内の全ての小学校区で実施を図る必要がありますが、人材や場所の確保が課題となっています。

【基本方針】

- 子どもが安心して自由に遊べる公園について、1小学校区1か所の整備に努めます。
- 遊びを通して子どもの健全育成を図るため、児童館事業を実施します。
- 地域の参画を得て、全小学校区において放課後子ども教室が実施できるよう努めます。また、同一小学校区において、全ての児童が体験・活動できるよう、放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な、又は連携した実施に努めます。

【計画】

①公園等の遊び場の整備

- 平成 27 年度から、地元コミュニティ協議会などの協力の下、太田南小学校区及び木太小学校区の2箇所に街区公園を整備し、遊具の設置や広場を造り、身近に、安全で自由に遊べる公園の整備を行います。(公園緑地課)
- 平成 30 年度までに、鶴尾・三谷・太田南・木太などの6小学校区の公園整備を推進します。(公園緑地課)

②子どもの居場所づくり

- 児童館が、気軽に利用できる自由な交流の場として機能するよう、計画的に事業を展開し、地域における子どもの活動拠点として積極的に活用していくよう努めます。また、子どもの健全育成の場として、施設利用の安全が確保され、創意工夫に富む遊びを提供する魅力ある児童館づくりに努めます。(子育て支援課)
- 健全な遊びを通して、児童の健康を増進するなど、児童の健全育成を図るため、児童館管理運営を行います。(人権啓発課)
- 放課後子ども教室事業を実施していない地区において、コミュニティ協議会などへ働きかけ、放課後子ども教室の拡充を図ります。また、国の放課後子ども総合プランで示された運営委員会を活用するなどにより、同一小学校区において全ての児童が体験・活動できる放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施など、総合的な放課後対策の充実を図ります。(子育て支援課)

【事業一覧】

①公園等の遊び場の整備

事業番号	事業名	事業概要	担当課
3-1-3-1	身近な公園整備事業	高松市緑の基本計画に掲げる目標の「1小学校区1公園」を実現し、都市公園等の適正な配置を進め、市民1人当たりの公園面積の向上を図ります。	公園緑地課
3-1-3-2	ちびっこ広場整備事業	児童及び幼児が安全で安心して遊べるため、周辺に都市公園がなく、当分の間、公園整備が見込まれない地域において、空地となり使用されていない土地を活用して遊び場を整備します。	公園緑地課

②子どもの居場所づくり

事業番号	事業名	事業概要	担当課
3-1-3-3	児童厚生施設管理運営事業(児童館事業)	18歳未満の全ての子どもを対象とし、児童館において、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成します。	子育て支援課
3-1-3-4	児童館管理運営事業	健全な遊びを通して、児童の健康を増進するなど、児童の健全育成を図るため、児童館の管理運営を行います。	人権啓発課

3-1-3-5 【再掲】 (2-2-1-16)	放課後子ども教室事業	地域の方々の協力を得ながら、放課後等に子どもたちの安心安全な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、その健全な育成を図ります。	子育て支援課
3-1-3-6 【再掲】 (2-2-1-17)	一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室推進事業	同一の小学校内等で、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるようにすることで、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ります。	子育て支援課

【数値目標】

事業名	平成 25 年度末 (実績)	平成 31 年度末 (目標)
身近な公園整備事業	—	整備か所数：4か所
児童館厚生施設管理運営事業 (児童館事業)	年間利用者数：55,390人	年間利用者数：60,000人
児童館管理運営事業	年間利用者数：23,977人	年間利用者数：24,800人



< 児童会管理運営事業 >

【4】子育て家庭にやさしいまちづくりの推進

【現状と課題】

- 安心して子育てをするためには、子ども連れであっても、安全で安心して外出できる生活環境の整備が必要です。しかし、アンケート調査結果によると、就学前児童の保護者が子どもとの外出で困ること・困ったこととして、3割から4割が「オムツ替えや授乳する場所や必要な設備がない」「ベビーカーでの移動が不便だ」と回答しています。
- 本市では、「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」の施行を受け、平成15年3月に「高松市交通バリアフリー基本構想」を策定し、この構想に基づき、全ての人が公共交通機関を利用してスムーズに移動できるよう、歩道の改善整備、視覚障がい者用誘導ブロックの敷設、公共交通機関の整備、乗り降りしやすい車両導入の推進に努めてきました。自転車は、日常生活に欠くことのできない交通手段となっていますが、利用者のマナー、モラルの欠如等により、駅周辺や商店街等の路上では放置自転車が多くみられ、歩行者の通行を妨げるなど種々の問題が生じています。今後、歩道の傾斜や勾配が急な箇所、視覚障がい者用誘導ブロック設置などのハード面の整備だけでなく、妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用や利用者への配慮等の理解の促進など、心のバリアフリーの取り組みが求められており、ハード・ソフトの両面から、一体的なバリアフリー化を進めていく必要があります。
- 平成20年に国民一人一人が自立しつつ互いに支え合う共生社会の実現を目指して、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が策定されたことを受けて、本市では平成25年5月に「高松市ユニバーサルデザイン基本指針」を定めました。今後は、この指針に基づき、民間事業者の協力も得ながら、妊産婦の休憩室、子ども用便器、ベビーベッドや授乳コーナーなど、妊婦や子育て世帯に配慮した設備の整備を促進していく必要があります。
- 母子保健の取組において、母子手帳交付時に、マタニティバッジとマタニティカードを配布するとともに、妊婦優先駐車場を確保するなど、妊婦にやさしい環境づくりに取り組んでいます。今後は、マタニティバッジとマタニティカードの意義と目的を、広く市民に周知・啓発していく必要があります。

【基本方針】

- 「高松市ユニバーサルデザイン基本指針」に基づき、妊産婦や子ども連れに配慮した公共的施設の整備を促進します。
- 妊婦や子ども連れでも安心して外出できるよう、道路や鉄道駅舎、バス車両等のバリアフリー化を進めるとともに、不法駐輪対策に取り組めます。